

こ 成 保 第 3 1 2 号
令和 6 年 5 月 30 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中 核 市 市 長

こども家庭庁成育局長
(公 印 省 略)

保育人材確保事業の実施について

地域の実情に応じた多様な保育需要に対応するため、保育人材の確保等に必要な措置を総合的に講じることで、待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる環境整備を行うため、「保育人材確保事業の実施について」(平成 29 年 4 月 17 日雇児発 0417 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)により人材確保事業を実施してきたが、今般、当該通知を廃止し、本通知により保育人材確保事業を定め、令和 6 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

については、本事業の適正かつ円滑な実施に期するとともに、都道府県におかれては、管内市町村(特別区を含む。)に対して周知願いたい。

なお、令和 5 年度末までに実施したものについては、なお従前の例による。

記

第 1 事業の種類

- 1 保育士資格等取得支援事業
- 2 保育士試験追加実施支援事業
- 3 保育士養成施設に対する就職促進支援事業

- 4 保育士宿舎借り上げ支援事業
- 5 保育人材等就職・交流支援事業
- 6 保育体制強化事業
- 7 保育補助者雇上強化事業
- 8 保育士や保育事業者等への巡回支援事業
- 9 保育士・保育所支援センター設置運営事業
- 10 保育士・保育の現場の魅力発信事業

第2 事業の実施

各事業の実施に当たっては、次によること。

- 1 保育士資格等取得支援事業実施要綱（別添1）
- 2 保育士試験追加実施支援事業実施要綱（別添2）
- 3 保育士養成施設に対する就職促進支援事業実施要綱（別添3）
- 4 保育士宿舎借り上げ支援事業実施要綱（別添4）
- 5 保育人材等就職・交流支援事業実施要綱（別添5）
- 6 保育体制強化事業実施要綱（別添6）
- 7 保育補助者雇上強化事業実施要綱（別添7）
- 8 保育士や保育事業者等への巡回支援事業実施要綱（別添8）
- 9 保育士・保育所支援センター設置運営事業実施要綱（別添9）
- 10 保育士・保育の現場の魅力発信事業実施要綱（別添10）

別添 8

保育士や保育事業者等への巡回支援事業実施要綱

1 事業の目的

保育士の離職防止及び保育所等の勤務環境改善を進めるため、保育士、保育事業者及び放課後児童クラブを対象とした巡回相談、働き方改革や魅力ある職場づくり、保育の質の確保・向上のための支援を行うことにより、保育人材の確保等を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県又は市町村（特別区を含む。以下、別添 8 において「都道府県等」という。）、又は、都道府県等が認めた者とする。なお、都道府県等が認めた者へ委託等を行うことができる。

3 事業の内容

（1）保育士への巡回支援事業

①事業内容

以下に掲げる施設又は事業（以下「保育所等」という。）に対する保育士支援アドバイザーによる巡回相談の実施に必要な費用の一部を補助する。

ア 児童福祉法第 7 条に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園

イ 幼稚園型認定こども園

ウ 児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業

エ 児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項に規定する事業所内保育事業

オ 子ども・子育て支援法第 59 条の 2 第 1 項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「平成 28 年度企業主導型保育事業等の実施について」の別紙「平成 28 年度企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第 2 の 1 に定める企業主導型保育事業

②実施要件

ア 保育士支援アドバイザーの配置

実施主体は、保育所等に勤務する保育士に対し、保育士のスキルアップや保護者への適切な対応方法、保育士の働き方の見直し、保育所保育指針に基づく実践及びその振り返りに基づく保育内容等の自己評価等に関する助言・指導を行うため、巡回相談を行う「保育士支援アドバイザー」を配置する。

イ 保育士支援アドバイザーの業務

保育士支援アドバイザーは、実施主体の管内の保育所等への巡回による保育士への相談支援を行うものとし、以下のいずれかの事項に該当する助言又は指導を行うとともに、関係機関との調整を行うこと。

i 保育業務全般に関する助言又は指導

- ・ 事故の防止に関すること
- ・ 保護者への対応における個別の事例ごとの助言又は指導
- ・ 保育所等の勤務環境等に関する助言又は指導
- ・ 地域の子育て家庭及び通園する児童の保護者への効果的な相談支援に関すること

ii 業務改善、その他勤務環境の改善に関すること

iii 保育所事業者や保育士への保育所保育指針に基づく実践及びその振り返りに基づく保育内容等の自己評価に関する助言又は指導

iv その他保育士への助言又は指導に関することや当該助言又は指導に付随する関係機関との調整に関すること

ウ 保育士支援アドバイザーの要件

保育士支援アドバイザーは、本事業の趣旨を理解し、イに掲げる業務に関する専門知識及び技術を有する者として実施主体が認める者であること。

i イ i の業務を行う者の要件

以下に掲げる要件をいずれも満たしている者

- ・ 保育士資格を有している者又はこれに準じる者として実施主体が適当と認める者
- ・ 保育所等において 10 年以上の保育業務の経験を有する者又はこれに準じる者として実施主体が適当と認める者
- ・ 保育士に対する相談支援業務を適切に実施できる者

ii イ ii の業務を行う者の要件

- ・ 社会保険労務士などの労務管理に関する専門的な知見を有する者

iii イ iiiの業務を行う者の要件

- ・ 保育所保育指針に基づく実践及びその振り返りに基づく保育内容等の自己評価に関する助言・指導について知見を有する者

エ その他

本事業の目的に鑑み、その実施に当たっては以下の点に留意すること。

- i 保育士支援アドバイザーは、相談支援を行った保育士について、相談内容等を記録して管理し、また、保育所等の業務改善に関する研修の受講や事例の収集に努め、知見の蓄積を行うとともに、定期的に同一の保育所等を巡回することにより、保育士への継続的な支援に努めること。
- ii 実施主体は保育士支援アドバイザーと連携し、保育所等への助言又は指導を行うなど、必要な措置を講じること。
- iii イ iiiの実施に当たっては、自治体で保育実践充実に係る巡回支援を行う者の名簿を作成し、適宜「保育士支援アドバイザー」として派遣する場合でも差し支えない。

(2) 保育事業者への巡回支援事業

①事業内容

保育所等において、保育士が生涯働ける魅力ある職場づくりを行い、保育人材の離職防止を図るとともに、保育の質の向上を図るため、保育所等の事業者（以下「保育事業者」という。）に対し、保育所等における勤務環境の改善に関することや業務負担軽減・業務の再構築などの業務改善等に関する助言又は指導を行うため、保育事業者支援コンサルタントの配置による保育所等への巡回相談の実施に必要な費用の一部を補助する。

②実施要件

ア 保育事業者支援コンサルタントの配置

実施主体は、保育事業者に対し、巡回相談を行うための「保育事業者支援コンサルタント」を配置する。

イ 保育事業者支援コンサルタントの業務

保育事業者支援コンサルタントは、実施主体の管内の保育所等への巡回による保育事業者への相談支援を行うものとし、以下のいずれかの事項に該当する助言又は指導を行うとともに、関係機関との調整を行うこと。

- i 保育所等の勤務環境等に関する助言又は指導
 - ii 保育の質の向上に関すること
 - iii 事故の防止に関すること
 - iv 保護者や地域住民等とのトラブル等に関すること
 - v 職員の勤務時間の改善（休憩時間の確保を含む）や有給休暇の取得促進、育児・介護休業制度や短時間勤務制度、子の看護休暇・介護休暇制度等の整備に関すること
 - vi 産休・育休後のキャリアパスの明確化や職場復帰支援プログラムの作成、技能・経験・役割に応じた処遇の整備に関すること
 - vii 保育所等におけるＩＣＴ化の推進に関すること
 - viii 保育業務の書類作成の省力化に関すること
 - ix 業務改善、その他勤務環境の改善に関すること
 - x 保育所保育指針に基づく実践及びその振り返りに基づく保育内容等の自己評価に関する助言又は指導
 - xi その他保育事業の円滑な運営に関すること
- ウ 保育事業者支援コンサルタントの要件

保育事業者支援コンサルタントは、本事業の趣旨を理解し、イに掲げる業務に関する専門的な知見を有し、適切に実施することができる者として、実施主体が適当と認める者であること。

- i イ i ～ivの業務を行う者の要件
 - ・ 保育事業者に対する相談支援業務を適切に実施することができる者
 - ii イ v ～ixの業務を行う者の要件
 - ・ 社会保険労務士などの労務管理に関する専門的な知見を有する者
 - iii イ xの業務を行う者の要件
 - ・ 保育所保育指針に基づく実践及びその振り返りに基づく保育内容等の自己評価に関する助言・指導について知見を有する者
- エ その他

本事業は、相談支援により保育事業者を支援し、保育所等における保育人材の離職防止を図ることを目的としているものであることから、その実施に当たっては以下の点に留意すること。

- i 保育事業者支援コンサルタントは、相談支援を行った保育事業者について、相談内容等を記録して管理し、また、保育所等の業務改善に関する研修の受講や事例の収集に努め、知見の蓄積を行うとともに、定期的に同一の保育所等を巡回することにより、保育事業者への継続的な支援に努めること。
- ii 実施主体は保育事業者支援コンサルタントと連携し、保育所等への助言又は指導を行うなど、必要な対応を講じること。
- iii イ iiiの実施に当たっては、自治体で保育実践充実に関する巡回支援を行う者の名簿を作成し、適宜「保育事業者支援コンサルタント」として派遣する場合でも差し支えない。

(3) 放課後児童クラブへの巡回支援事業

①事業内容

放課後児童クラブにおいて、こどもが安全・安心に過ごすことができ、こどもの主体的な活動が尊重される質の高い支援を確保するための助言・指導等を行うため、放課後児童クラブ巡回アドバイザー（以下「巡回アドバイザー」という。）の配置による放課後児童クラブへの巡回支援の実施に必要な費用の一部を補助する。

②実施要件

ア 巡回アドバイザーの配置

実施主体は、放課後児童クラブへの巡回支援を行うための「巡回アドバイザー」を配置する。

イ 巡回アドバイザーの業務

巡回アドバイザーは、実施主体の管内の放課後児童クラブへの巡回による助言・指導等の支援を行うものとし、その内容は以下のようなものが考えられるが、放課後児童クラブの実情等に応じて実施するものとする。

- i 放課後児童クラブ業務全般に関すること
- ii 事故防止、防犯、防災対策などこどもの安全管理体制に関すること

- iii こどもの発達段階や特性に応じた遊びや生活に関すること
- iv 障害のあるこどもや特に配慮を必要とするこどもの支援に関すること
- v 地域との相互交流など地域に開かれたクラブ運営に関すること
- vi その他、放課後児童クラブの質の向上に関すること

ウ 巡回アドバイザーの要件

巡回アドバイザーは、それぞれの支援目的に応じて、放課後児童クラブの運営や育成支援等に関する専門的知識及び技術を有する者として、実施主体が適当と認める者であること。

エ その他

本事業の実施に当たっては以下の点に留意すること。

- i 巡回支援アドバイザーは、巡回支援を行った放課後児童クラブについて、支援内容等を記録し、管理するとともに、定期的に同一の放課後児童クラブを巡回することにより、継続的な支援に努めること。
- ii 実施主体は巡回アドバイザーと連携し、放課後児童クラブへの助言又は指導を行うなど、必要な措置を講じること。

(4) 魅力ある職場づくりに向けた保育所等への啓発セミナー等の実施

①事業内容

保育所等において保育士が生涯働ける魅力ある職場づくりを行うとともに、保育士の離職防止を図るため、保育士の働き方の見直しや業務改善等に関して、保育所等の施設長や主任保育士、中堅の保育士などを対象とした働き方改革の啓発セミナーや実践例を用いた研修会等を開催するために必要な費用の一部を補助する。

②その他

本事業の実施に当たっては、以下の点に留意すること。

- ア 保育事業者支援コンサルタント等とも連携しつつ、助言指導を行った保育所等の実践例を紹介するなど、参加する保育所等に対して、働き方改革を実践しやすい研修内容とするなど工夫すること。
- イ 知見の集積を図る観点から、セミナーや研修の内容は、こども家庭庁へ情報提供すること。

（５）地域保育ネットワークを含む協議会の開催

① 事業内容

以下の事業に必要な費用の一部を補助する。

ア 公開保育の実施の支援や各保育所の保育内容等の自己評価の促進を図るため、地域の全ての保育所等を対象とし、公開保育の実施や各施設の実践報告、実践を深めるための協議などを通じ、保育を多角的・多面的に捉え、継続的に保育について対話を重ねていくためのネットワーク会合の開催や事務局の運営を行う事業。

イ 保育所等の地域支援力向上を図るため、関係機関及び専門家による地域の子育て支援に係る情報共有や事例検討等を通じた学び合いを行うための協議会の開催や事務局の運営を行う事業。

４ 費 用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。